長野県伊那建設事務所告示第5号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和7年1月9日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和6年12月16日

長野県伊那建設事務所長 川 上 学

- 1 路 線 名 153号
- 2 供用を開始する区間

上伊那郡辰野町大字伊那富1017番の1地先から

上伊那郡辰野町大字伊那富834番の1地先まで

3 供用を開始する期日 令和6年12月16日

道路管理課



公告

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の届出が次のとおりありました。 令和6年12月16日

長野県知事 阿 部 守 一

発生した家畜 伝染病の種類	家畜の種類	発生年月日	患畜・疑似 患畜の区分	発生 頭数	発生の場所 又は区域
流行性脳炎	豚	令和6年11月28日	患畜	1	千曲市

園芸畜産課

公告

県営あさひ地区土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定により、同法第88条第4項の規定による朝日村長との協議の前に、次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第88条第6項において準用する同法第87条の2第9項の規定により、この変更計画の概要に意見のある者は、 知事に対し意見書を提出できます。

令和6年12月16日

長野県知事 阿 部 守 一

1 縦覧に供する書類

県営あさひ地区土地改良事業変更計画概要書の写し

2 縦覧の期間

令和6年12月17日から令和7年1月21日まで

3 縦覧の場所

東筑摩郡朝日村役場建設環境課

4 意見書の提出方法

縦覧期間満了までに、長野県松本地域振興局農地整備課あて書面で提出してください。

農地整備課

/\	_
11.	=

土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第1項第1号の事由による中野市豊井土地改良区の解散を、令和6年12月10日認可しました。

令和6年12月16日

長野県知事 阿 部 守 一

農地整備課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。 令和6年12月16日

長野県長野建設事務所長 坂 口 一 俊

1 許可番号

令和6年10月17日 長野県長野建設事務所指令6長建第43-15号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上高井郡小布施町大字雁田字上町548-1、548-7、字宮下571-7、571-13

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上高井郡小布施町大字都住821-1

木下荒野

都市・まちづくり課